

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日当
たるときは、そ
の翌日)

◇条

例 恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例

目次

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条 例

恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例をここに公布する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十九号

恩給の年額の昭和四十八年改定に関する条例

(恩給の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和四十八年十月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第二条 七十歳以上の者に給する退職年金若しくは遺族年金又は七十歳未満の妻若しくは子に給する遺族年金で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が退職年金についての最短恩給年限以上であるものに関する前条の規定の適用については、同条中「昭和四十八年十月分」とあるのは「昭和四十八年十月分(同月一日において七十歳未満である者)遺族年金を受ける妻及び子を除く。」については、七十歳に達する日の属する月の翌月分」と、「仮定給料年額」とあるのは「仮定給料年額の四段階上位の仮定給料年額(仮定給料年額が二、三、四、六〇〇円未満で別表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定給料年額のうち、その額の直近下位の額の四段階上位の額をこえ、その額の直近上位の額の四段階上位の額をこえない範囲内において恩給法等の一部を改正する法律附則第三条の仮定俸給年額を定める総理府令(昭和四十八年総理府令第四十一号)の例により定める額、仮定給料年額が二、

三一四、六〇〇円をこえるものにあつてはその額に二、五七一、〇〇〇円を二、三一四、六〇〇円で除して得た割合を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを百円に切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、恩給の年額の計算の基礎となつた給料と恩給法（大正十二年法律第四十八号）上の公務員若しくはこれに準ずる者又は他の都道府県（これに準ずるものを含む。）の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた者で、恩給の年額の計算の基礎となつた給料の額がこれらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては、適用しない。

(職権改定)

第三条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年十月一日から適用する。

別表

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
一九七、八〇〇円	二四四、一〇〇円
二〇三、四〇〇円	二五一、〇〇〇円
二〇八、一〇〇円	二五六、八〇〇円
二一四、八〇〇円	二六五、一〇〇円
二一八、九〇〇円	二七〇、一〇〇円
二二六、五〇〇円	二七九、五〇〇円

二三七、五〇〇円	二九三、一〇〇円
二四九、〇〇〇円	三〇七、三〇〇円
二六〇、三〇〇円	三二一、二〇〇円
二七一、九〇〇円	三三五、五〇〇円
二八三、三〇〇円	三四九、六〇〇円
二九五、〇〇〇円	三六四、〇〇〇円
三〇二、三〇〇円	三七三、〇〇〇円
三〇九、六〇〇円	三八二、〇〇〇円
三一八、一〇〇円	三九二、五〇〇円
三三〇、一〇〇円	四〇七、三〇〇円
三四〇、四〇〇円	四二〇、一〇〇円
三五〇、一〇〇円	四三二、〇〇〇円
三六一、八〇〇円	四四六、五〇〇円
三七三、七〇〇円	四六一、一〇〇円
三八六、六〇〇円	四七七、一〇〇円
三九九、六〇〇円	四九三、一〇〇円
四一五、八〇〇円	五一三、一〇〇円
四二六、〇〇〇円	五二五、七〇〇円
四三九、三〇〇円	五四二、一〇〇円
四五二、一〇〇円	五五七、九〇〇円
四七七、九〇〇円	五八九、七〇〇円
四八四、七〇〇円	五九八、一〇〇円
五〇四、四〇〇円	六二二、四〇〇円
五三〇、六〇〇円	六五四、八〇〇円
五五九、六〇〇円	六九〇、五〇〇円

五七四、三〇〇円
 五八八、四〇〇円
 六〇八、六〇〇円
 六二〇、四〇〇円
 六五四、九〇〇円
 六七一、九〇〇円
 六八九、七〇〇円
 七二四、一〇〇円
 七五八、八〇〇円
 七六七、八〇〇円
 七九六、五〇〇円
 八三七、一〇〇円
 八七七、五〇〇円
 九〇二、三〇〇円
 九二六、六〇〇円
 九七五、八〇〇円
 一、〇二五、〇〇〇円
 一、〇三四、八〇〇円
 一、〇七四、〇〇〇円
 一、一二三、四〇〇円
 一、一七二、七〇〇円
 一、二二一、六〇〇円
 一、二五二、四〇〇円
 一、二八五、四〇〇円
 一、三四八、八〇〇円

七〇八、七〇〇円
 七二六、一〇〇円
 七五一、〇〇〇円
 七六五、六〇〇円
 八〇八、一〇〇円
 八二九、一〇〇円
 八五一、一〇〇円
 八九三、五〇〇円
 九三六、四〇〇円
 九四七、五〇〇円
 九八二、九〇〇円
 一、〇三三、〇〇〇円
 一、〇八二、八〇〇円
 一、一一三、四〇〇円
 一、一四三、四〇〇円
 一、二〇四、一〇〇円
 一、二六四、九〇〇円
 一、二七六、九〇〇円
 一、三二五、三〇〇円
 一、三八六、三〇〇円
 一、四四七、一〇〇円
 一、五〇七、五〇〇円
 一、五四五、五〇〇円
 一、五八六、二〇〇円
 一、六六四、四〇〇円

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、昭和四十七年三月三十一日以前に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）した県吏員等に係る場合にあつては、その年額に一・二三四（昭和四十六年四月一日以後に退職した県吏員等に係る場合にあつては、一・一〇五）を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を、昭和四十七年四月一日以後に退職した県吏員等に係る場合にあつては、その年額を、それぞれ仮定給料年額とする。

一、四二二、九〇〇円
 一、四四五、二〇〇円
 一、四七六、四〇〇円
 一、五四〇、一〇〇円
 一、五六九、一〇〇円
 一、六〇三、七〇〇円
 一、六六七、二〇〇円
 一、七三六、六〇〇円
 一、七七二、三〇〇円
 一、八〇六、一〇〇円
 一、八四一、五〇〇円
 一、八七五、七〇〇円
 一、九四四、九〇〇円
 二、〇一四、二〇〇円
 二、〇四八、四〇〇円
 二、〇八三、五〇〇円
 一、七四三、五〇〇円
 一、七八三、四〇〇円
 一、八二一、九〇〇円
 一、九〇〇、五〇〇円
 一、九三六、三〇〇円
 一、九七九、〇〇〇円
 二、〇五七、三〇〇円
 二、一四三、〇〇〇円
 二、一八七、〇〇〇円
 二、二二八、七〇〇円
 二、二七二、四〇〇円
 二、三一四、六〇〇円
 二、四〇〇、〇〇〇円
 二、四八五、五〇〇円
 二、五二七、七〇〇円
 二、五七一、〇〇〇円

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例をここに公布する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例

(目的)

第一条 この条例は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。

以下「法」という。)第三条第三項の規定に基づき、同条第一項の排水基準にかえて適用する排水基準(以下「上乗せ排水基準」という。)及びこれを適用する区域を定めることを目的とする。

(上乗せ排水基準)

第二条 上乗せ排水基準は、別表のとおりとする。

別表

一 一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上の特定事業場から排出される排出水の上乗せ排水基準

特 定 事 業 場	水素イオン 濃度 (水素指数)	生物化学的 酸素要求量 (単位一リットルにつき ミリグラム)	化学的酸素 要求量 (単位一リットルにつき ミリグラム)	浮遊物質 量 (単位一リットルにつき ミリグラム)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位一リットルにつき ミリグラム)	大腸菌群数 (単位一立方センチメートルにつき 個)	適用の日又は、 期間

(適用区域)

第三条 上乗せ排水基準を適用する区域は、次の表のとおりとする。

一 中海水域	中海及び境水道並びにこれらに流入する米子市及び境港市の区域内の公共用水域
二 美保湾水域	境港市昭和町から米子市と淀江町との境界に至る陸岸の地先海域並びにこれに流入する境港市、米子市及び日吉津村の区域内の公共用水域

(検定方法)

第四条 上乗せ排水基準は、排水基準を定める総理府令(昭和四十六年総理府令第三十五号)第三条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附 則

この条例は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

二 一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル未満二十五立方メートル以上の特定事業場から排出される排出水の上乗せ排水基準

特 定 事 業 場	項 目 及 び 許 容 限 度	新 設 特 定 事 業 場		既 設 特 定 事 業 場			
		種 其 他 の 業	パ ル プ 製 造 及 び 化 学 工 業 用 材	種 其 他 の 業	パ ル プ 製 造 及 び 化 学 工 業 用 材	パ ル プ 製 造 及 び 化 学 工 業 用 材	
(水素イオン濃度指数) (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位リットルにつき)	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	湖河川
		5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	海域
	120	90	120	90	120	日間平均	
	160	120	160	120	160	最大	
	120	90	120	90	120	日間平均	
	160	120	160	120	160	最大	
	150	50	150	50	60	日間平均	
	200	60	200	60	70	最大	
	5	5	5	5	5	最大	
	30	30	30	30	30	最大	
	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	日間平均	
	適用の日又は期間		昭和四十八年十一月一日		昭和五十二年三月二十日		昭和四十九年三月十九日まで

場 定 既 事 業 設 特								
畜いへ 場業い 及獣 び取 と扱	洗 た く 業	造な 業め し皮 製	造ひ製豆 業副あ腐 蚕業製及 糸業業業	造魚 業粉 飼料 製	味 そ 製 造 業	製水 造産 業食 料品	品業肉 製及品 造業び製 業乳製 製	
5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	湖河 沼川
5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	海 域
300	200	1,800	300	600	200	600	120	平日 均間
390	260	2,300	390	780	260	780	160	最 大
300	200	1,800	300	600	200	500	120	平日 均間
390	260	2,300	390	780	260	650	160	最 大
250	150	1,500	250	250	150	150	150	平日 均間
330	200	2,000	330	330	200	200	200	最 大
5	5	5	5	5	5	5	5	最 大
30	50	50	30	70	30	70	50	最 大
30,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	日 間 平 均
三和一 十五 月四 十一 日十 九年 から 昭十 月								

新設特 場事業	全業種	種 の 他 の 業	備 物 路 鉄 料 自 動 車 用 燃 料 運 送 業 、 旅 客 運 送 業 、 貨 物 運 送 業 、 自 動 車 整 備 業	具 送 造 機 造 機 造 金 属 製 品 製 造 業 、 機 械 器 具 製 造 業 、 電 機 器 具 製 造 業
5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下	5.0以上 9.0以下
120	120	120	120	120
160	160	160	160	160
120	120	120	120	120
160	160	160	160	160
150	150	150	150	150
200	200	200	200	200
5	5	5	20	10
30	30	30	30	30
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
一昭 和 四 十 八 年 十 月 一 日	一昭 和 五 十 一 年 十 月 一 日			

備考

1 この表において、「特定事業場」とは、法第二条第三項に規定する特定事業場をいう。

2 この表において、「既設特定事業場」とは、昭和四十八年十一月一日前に設置されている特定事業場（同日前に設置の工事を行っている特定事業場を含む。）をいい、「新設特定事業場」とは、昭和四十八年十一月一日以後に設置される特定事業場（同日前に設置の工事を行っている特定事業場を除く。）をいう。

- 3 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 生物化学的酸素要求量についての上乘せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乘せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。ただし、パルプ製造業及び木材化学工業に属する特定事業場に係る排水の上乗せ排水基準については、生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量のそれぞれを適用する。
- 5 一の特定事業場が同時に二以上の業種に属する場合において、それらの業種につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十一号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する
条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥
取県令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二第一項中「三十二万円」を「六十万円」に、「百六十万
円」を「三百万円」に、「百九十二万円」を「三百六十万円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年十月一日から適用す
る。

2 改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十三条
ノ二の規定は、昭和四十八年九月三十日以前に給与事由の生じた退職年
金についても、適用する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例をここに公布する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十二号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月

鳥取県条例第十一号の一部を次のように改正する。

第二条の表中

特別養護老人ホーム		鳥取県立西伯特別養護老人ホーム	
西伯郡西伯町	を	特別養護老人ホーム	鳥取県立西伯特別養護老人ホーム
西伯郡西伯町		鳥取県立東部特別養護老人ホーム	鳥取県立東部特別養護老人ホーム
鳥取市			

に改める。

第六条の九を第六条の十とし、第六条の八を第六条の九とし、第六条の七の次に次の一条を加える。

(鳥取県立東部特別養護老人ホームの管理の委託)

第六条の八 知事は、鳥取県立東部特別養護老人ホームの施設設備の保全及び収容者の養護に関する事務を社会福祉法人鳥取県厚生事業団に委託する。

附 則

この条例は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十三号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「並びに償還方法等、」を「償還方法等」に改め、同条第二号中「及び貸付の決定、延滞利子の免除、償還期間の延長の決定並びに貸付金の償還免除」を「並びに貸付の決定、一時償還及び貸付の停止、延滞利子の免除並びに償還金の支払猶予及び支払免除」に改め、同条第四号中「利子」の下に「(延滞利子を除く。)」を加える。

別表の二の4の(二)中「器具を」を「用具等」に改める。

別表の三の表の更生資金の項及び身体障害者更生資金の項中「二〇〇、〇〇〇円」を「二五〇、〇〇〇円」に、「四〇〇、〇〇〇円」を「五〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の災害援護資金の項中「二五〇、〇〇〇円」を「二〇〇、〇〇〇円」に改める。

別表中八を十一とし、七を十とし、六を削り、五の次に六から九までとして次のように加える。

六 一時償還及び貸付の停止

- 借受人が次のいずれかに該当する場合は、貸付金の全部若しくは一部の一時償還を請求し、又は資金の貸付を停止することができる。
- (一) 貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。
- (二) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けるとき。
- (三) 故意に償還金の支払を怠ったとき。
- (四) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

七 延滞利子

1 借受人が償還期限までに償還金を支払わなかったときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年一〇・七五パーセントの率で計算した延滞利子を徴収する。ただし、延滞利子の額がこれを徴収するのに必要な経費に満たないと認められるときは、この限りでない。

2 災害その他やむを得ない事情があると認められるときは、1による延滞利子の全部又は一部を免除することができる。

八 償還金の支払猶予

借受人が次のいずれかに該当する場合は、償還金の支払を猶予することができる。

(一) 借受人又は借受人の属する世帯が、災害その他やむを得ない事情のため、償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になつたと認められるとき。

(二) 修学資金に係る償還金の支払期日において、資金の貸付けにより入学又は就学をした者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学しているとき。

九 償還金の支払免除

借受人の死亡その他やむを得ない事情のため、貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、貸付金の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十四号

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年十月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県営万能町駐車場

米子市

を

鳥取県営万能町駐車場
鳥取県営皆生温泉中央駐車場

米子市

に改める。

第六条の表中

鳥取県営万能町駐車場

財団法人米子駐車場公社

を

鳥取県営万能町駐車場
鳥取県営皆生温泉中央駐車場

財団法人米子駐車場公社

に改める。

別表

別表を次のように改める。

普通駐車料金	普通自動車	一回三〇分（三〇分未満の端数は、三〇分とする。）につき五〇円をこえない範囲内で規則で定める額
--------	-------	--

定期駐車料金	普通自動車	大型自動車
	一月につき四、〇〇〇円をこえない範囲内で規則で定める額	一回三〇分(三〇分未満の端数は、三〇分とする。)につき一〇〇円をこえない範囲内で規則で定める額

備考 この表中「普通自動車」及び「大型自動車」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三条に規定する普通自動車及び大型自動車をいう。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

四十八年	面影第六	鳥取市大杵
------	------	-------

三二

を

四十八年	面影第六	鳥取市大杵	三二
四十八年	福守第六	倉吉市福守	二四

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。